

日本のIFRS(国際財務報告基準) 対応に関する提言

本提言について

本提言は、東京財団の政策研究プロジェクト「会社の本質と資本主義の変質」における研究成果である。日本も否応なく対応に迫られる IFRS (国際財務報告基準) について、その会計基準としての特徴と問題点、コストの問題、税務との関係、日本がとるべき会計戦略などを多角的に検討した。

<研究会メンバー>

岩井克人 東京財団上席研究員、国際基督教大学客員教授、武蔵野大学特任教授
村松幹二 東京財団研究員、駒澤大学准教授
清水 剛 東京財団研究員、東京大学准教授
黒石匡昭 公認会計士
佐藤孝弘 東京財団研究員兼政策プロデューサー
山本容子 東京財団政策研究グループアシスタント

※なお、提言の取りまとめに際しては、京都大学の徳賀芳弘教授には会計学の観点から多くの有益な助言をいただいた。この場を借りて感謝申し上げたい。

<本提言に関するお問合せ>

東京財団研究員兼政策プロデューサー 佐藤孝弘 電話：03-6229-5502 email：sato@tkfd.or.jp

はじめに

日本の会計基準は 2000 年前後の、「会計ビッグバン」以来の大きな転機を迎えています。いや、それをはるかに超えるインパクトを IFRS の国内企業への直接適用（アドプション）は持っています。それは、日本が長らく保持してきた「会計観」の抜本的な転換にほかならないからです。企業の実務に与える影響は計り知れないほど大きいものになるでしょう。

ところが、徹底的に是非を議論されなければならないはずの、IFRS の本質的な特徴（資産負債アプローチ、公正価値、プリンシプル・ベース）や、税務との関係など、重要な論点があり議論されておられません。むしろ現時点での日本基準との細かな差異や新たなシステム投資は必要か、といった枝葉の部分ばかりが話題になっており、危機感を感じています。

また、最近「日本は IFRS を積極的に受け入れる（すなわち、全上場企業に強制適用する）ことで、IFRS に影響を与えていくべきだ」という主張もよく耳にします。しかし、肝心の、日本はどこに軸足を置き、IFRS をどのような方向に持っていくべきかという中身の議論は不思議と聞こえてきません。

会計基準は国家戦略の一つです。各国が会計基準設定の主導権を巡って争い、基準の内容を少しでも自国に有利なものとするべくしのぎを削っています。一見絶対的な正義にも見える「会計基準の世界統一」「投資家のための比較可能性の向上」といったフレーズにも裏には各国の綿密な戦略と利害が張り付いており、そのことは議論の本質を見つめなければ理解することができません。

今からでも遅くはありません。IFRS の本質を徹底的に議論すべきです。そして、日本は国として IFRS とどう向き合っていくべきか、国家戦略としての会計戦略を構築しなければなりません。本提言が契機となり、IFRS 対応の問題が会計の専門家だけの閉じた話題ではなく、広く国民に開かれた議論へ移ることを望みます。東京財団も中立・独立の政策シンクタンクとして引き続き知恵を絞ってまいります。

東京財団理事長 加藤秀樹

本提言の骨子

■現在の上市企業強制適用の決定スケジュール（2012 年を目途に判断、最速で 2015 年に強制適用開始）を直ちに白紙に戻すべき。また、米国基準の国内企業への適用終了期限（2016 年 3 月期まで）も撤廃すべき（第 1 章）。

■IFRS の強制適用は不要。IFRS の会計基準としての品質には理論・実務両面から問題があり、投資家のためにもならない。企業の自由意思による選択適用とすべき。仮に IFRS が有用な基準であれば自然に採用企業は増え、そうでなければ増えず、それで不都合はない。

（選択適用とすべき理由）

- ・IFRS の会計観（資産負債アプローチ、公正価値、プリンシプル・ベース）とそこから導かれる基準には理論面、実務面において本質的な欠陥がある。また、過去の業績より将来キャッシュフローの予測を目指す IFRS の方向性は投資家のためにも、経営者のためにもならない。品質に問題がある会計基準を強制すべきでない。（第 2 章、第 3 章）
- ・IFRS への莫大な対応コスト（システム投資、人的投資、今後の改訂への対応コスト等）を強制的に企業に負担させるべきではない（第 4 章）。
- ・日本の民主的統制のプロセス無しに開発、改訂される IFRS を日本企業に強制適用することは憲法に定める罪刑法定主義に反する可能性がある（第 5 章）。
- ・税務上の負担を大幅に増やすこととなる（第 5 章）。

■選択適用とした場合でも IFRS の内容を変えるべく戦略的に動くべき（第 6 章）。

- ・まず、IFRS の内容に関する日本の立ち位置についての国民的議論が必要。
- ・その際の方向性は「会計の目的は将来キャッシュフローの予測ではなく、過去の業績の結果である」という考え方に立脚すべき。
- ・業績重視の会計基準とするため、米国、中国等、国内に有形固定資産の比率が高い産業を抱える国と連携して IASB に圧力をかけることが必要。

目 次

第1章	I F R S 導入に関する議論への視点	3
第2章	I F R S の会計観とその問題点	6
第3章	I F R S の不可能性と業績	17
第4章	コストの問題.....	20
第5章	法律上・税務上の問題.....	23
第6章	日本がとるべき会計戦略.....	28
参考文献	34

第1章 IFRS導入に関する議論への視点

■スケジュール設定自体の問題

日本の会計基準は今、大きな転機を迎えている。平成21年6月16日にとりまとめられた「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」において、企業会計審議会は、国内上場企業へのIFRS（国際財務報告基準）の強制適用について2012年を目途に判断をすとしてしている。また、強制適用と判断された場合には、2015年又は2016年に適用を開始するとしている。

IFRSはIASB（国際会計基準審議会）とEUの強いイニシアチブのもと、急速に世界に広まっている。今や110カ国もの国が何らかの形でIFRSを導入していると言われる。我が国でも、「基準の世界統一により比較可能性を高める」「投資家のための高度で先進的な会計」という触れ込みのもと、新聞や経済誌において様々な特集が組まれている。さらには、企業会計審議会中間報告で示された通り強制適用をするかしないかはまだ決まっていないにも関わらず、あたかも全ての国内上場企業への強制適用が決定事項であるかのようなイメージを伝えたり、最終決定を待たずに対応を始めることを推奨するメディアも多く見られる。

例えば、「国際会計基準IFRS完全ガイド2011」（日経BPムック）という一般向け書籍では、冒頭「近づくIFRS「強制適用」対応の早期着手がカギ」とのタイトルでIFRS強制適用の見通しについて、以下のように述べている。

「欧州やカナダ、韓国など世界110カ国以上が採用しているIFRS（国際会計基準）。日本も今、これまで利用してきた日本の会計基準に代えてIFRSを採用する強制適用（アドプション）に大きく舵を切ろうとしている。…（中略）…金融庁がIFRSの強制適用の方向性を打ち出したのは2009年6月。開始時期を「2015～2016年になるだろう」とした。最終的に日本がIFRSを適用するかどうかを判断し、開始時期が決まるのは2012年である。しかし、最終決定を待っていたら対応が間に合わなくなる可能性が高い。2012年にIFRSの強制適用が決まり、2015年3月期から強制適用が始まった場合、最終決定から2013年4月まで1年を切っている恐れがある」

以上のような報道の過熱化を受け、日本の上場企業もIFRS対応の検討を本格化しつつある。しかし、仮に上記書籍が指摘するように「最終決定を待っていたら対応が間に合わなくなる可能性が高い。」のであれば、そもそもスケジュール設定が間違っているのである。あたかもIFRSの全上場企業への強制適用を既成事実化する意図のもと、このような日程にしたと非難されても仕方のないスケジュール設定である。必要なのは、企業の焦燥感を喚起するのではなく、そうならないためのスケジュール変更の議論であろう。

このようにやや先走った動きがある一方、本当に日本が全上場企業へのIFRS強制適用に踏み切るべきなのか、検討が十分になされたとは言い難い。例えば、強制適用の根拠として、「日本もIFRSを積極的に導入することでIASBでのプレゼンスを高め、IFRSの開発

や改訂に関与すべきである」という議論がなされる。しかし、関与するのは良いとしても具体的にどのような立場に立って参画するか（言い換えれば、どのような方向に IFRS を我が国として誘導していきたいか）という点についてのコンセンサスはない。これは、海図を持たずに大海原へ航海に出るに等しい、無謀な行為である。

IFRS の導入は企業にイニシャルコスト、ランニングコスト含めて様々なコスト負担を強いる。また、コストだけの問題ではなく、その後の日本の会社経営そのものに大きな影響を与える可能性を秘めている。当然、導入を決定する前に IFRS がどのような性質をもった会計基準なのか、本当に財務諸表の比較可能性を高めるのか、本当に投資家のためになっているのか、日本の会社にどのような影響を与えるのか、冷静な議論を行うことが必要である。会計基準も経済における重要なルールである以上、国益や自国企業の利益に密接に関係している。議論を会計関係者だけの閉じた空間で終わらせるのではなく、広く国民の間で共有すべきであるし、会計基準の問題を国家戦略として位置付け、国としてしたたかな戦略的行動をとることも求められる。

■「会計観」の違いを認識することこそ重要

IFRS の議論が一見わかりにくく複雑であるのは、それが「ムービング・ターゲット」であることに起因している。IFRS は未だ完成形ではなく、設定主体である IASB では現在も矢継ぎ早に基準を開発・公表し続けているし、IASB と FASB（米国財務会計基準審議会）とのコンバージェンスを巡る激しい駆け引きも継続中である。

ここから言えることは、日本の IFRS 対応についての議論をするときに、現時点での IFRS と日本基準との細かな差異だけを見て、導入や強制適用の是非を議論しても意味がないということである。そうした細かな差異より、IFRS と日本基準の「会計観」の本質的な違いを認識することがまず重要である。現行 IFRS の具体的な規定をみると、まだ IFRS 本来の会計観（資産負債アプローチ・公正価値会計）を完全に体現しているとはいえない。IFRS 自体が各国の政治力学によって大きく揺れている。しかし、変化のベクトルは依然として IFRS 本来の会計観の実現へ向かっている。この点を十分認識したうえで、その変化が日本の会社や経営に与える影響を予測し今後の戦略を練ることが必要である。

2005 年以降我が国がすすめてきた「コンバージェンス」（会計基準の収斂）では、会計観を本格的に IFRS 寄りへと転換することなく具体的な規定だけを IFRS 寄りに近づけていったが、「アドプション」（直接的な採用・導入）となるとそうはいかない。日本が経験したことのない、会計観の大転換が行われるのである。そのインパクトの大きさはこれまでの比ではない。アドプションの問題は、2000 年前後の「会計ビッグバン」や、その後のコンバージェンスの動きとは全く別の次元の問題として捉えなければならない。

東京財団では、以上の問題意識のもと、IFRS の内容と、それを採用することによる日本への影響について検討をすすめた。経営者、公認会計士、アナリスト、投資家、会計学者、商法学者、証券取引所等の関係者の意見を聴取し、IFRS の内容についての検討を行うと

もに、今後の日本のとるべき対応策について徹底的に議論を行った。

以下はその結果である。本件が国家戦略に関するものである以上、本提言以外にもあらゆる多様な選択肢が世に出され、多様な主体によって議論がなされるべきだと考えている。本提言が、日本の「国家戦略としての IFRS 対応」に関する、国民的な議論の契機となれば幸いである。

第2章 IFRSの会計観とその問題点

■ IFRSの会計観とフレームワーク

IFRSは一見完全無欠に見える。抽象的な理論の部分だけを見ると特にそうである。しかし、「グローバルスタンダード」「投資家のための高度で先進的な会計」という美名の一方、その内容に本質的な欠陥を抱えており、決して既存の会計基準と比較して特に高度・有用とは言えない。ここでは、IFRSの会計観の基本概念である、「資産負債アプローチ」「公正価値会計」「プリンシプル・ベース（原則主義）」の3つについて、その問題点を指摘していきたい。また、IFRS導入の利点としてしばしば指摘される「財務諸表の質の向上」「投資家が企業分析しやすくなる」「財務諸表の比較可能性の向上」「企業の資金調達コスト減、容易化」などについても、本当にそう言えるのか、適宜検討したい。

なお、IFRSの会計観、基本思想を知るには適宜「フレームワーク」に遡ることが有用である。フレームワークとは、日本では概念フレームワークとも呼ばれ、会計基準の基礎となる考え方をまとめたものである。会計基準の設定方法には、企業会計の実務の中から慣習として発達したものを「一般に公正妥当と認められる」基準として抽出していくやり方（帰納的方法）と、抽象的な概念から具体的な基準を導いていくやり方（演繹的方法）があるが、IFRSは後者のアプローチを取っている。その場合、根幹となる財務諸表の構成要素の定義が必要になるが、それを規定しているのがフレームワークである。

IASBがIFRSを作成する際に、フレームワークにおける資産、負債等の基本概念を参照することで基準同士の矛盾がなくなることが期待されている。また、IFRSで規定していない部分についての解釈指針としての役割も持っている。IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」には以下のような記述がある。

（IAS8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第11パラグラフ）

第10パラグラフに記載されている判断（本提言注：第10パラグラフにある、取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまるIFRSが存在しない場合）を行うにあたり、経営者は次に掲げる根拠資料を上から順に参照し、その適用可能性を検討しなければならない。

(a) 類似の事項や関連する事項を扱っているIFRSの定め

(b) フレームワークにおける資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識基準及び測定概念

注意しなければならないのは、IFRSの基準開発や改訂に関して対立が起こり論争になった際、「政治決着」になる場合を除けば、最終的にフレームワークに遡って結論を出すということである。その点からみても、今後のIFRSの変化を考える上でフレームワークへの理解が重要である。なお、現在もIASBとFASBによってフレームワークの改訂プロジェクト

トが進められている。

■ (1) 資産負債アプローチとその問題点

(a) フレームワークと IFRS における資産負債アプローチの特徴

「資産負債アプローチ」は、IFRS を理解する上で最も重要な中心概念である。貸借対照表を中心とした考え方であり、期首と期末の純資産（資産－負債）の金額を比べ、その増分を利益とする。このようにして計算された利益を「包括利益」と呼んでいる。

日本を含めて、世界の会計実務は長い間「収益費用アプローチ」を取ってきた。これは、損益計算書を中心に考えるアプローチで、収益から費用を差し引いたものを利益と考える。ここで最も重視されるのは適正な期間損益計算を行うことである。そのため収益の計上は実現主義、費用の計上は発生主義で行うことを基本とする。資産を取得した際には基本的に取得原価で貸借対照表に資産計上し、それを適切に期間配分することで資本投下とその回収を適切に利益に示すことを目指す。当期純利益とはあくまで実現した取引を基本として算定され、未実現の評価損益はその中に含まない。

日本基準では、これまで資産の評価等、部分的に時価評価の考え方を入れているものの、収益費用アプローチの考え方は守ってきた。例えば、持合株式等の長期保有の有価証券の評価損益や、海外子会社の投資に係る為替換算差額など、未実現の評価損益を認識する場合であっても、貸借対照表に直接計上してきた。

一方、資産負債アプローチでは、資産と負債の差によって利益を算出するため、資産の評価が重視され、損益計算書はあくまでそれに従属するものとみなされている。また、未実現の評価損益も含めて包括利益として計上する。この基本的な会計観、利益観の違いが、日本基準と IFRS の規定の違いに大きく影響している。

もう一つ注意が必要なのは、IFRS における「資産」はその会社が将来稼ぐキャッシュフローを示すものとしての位置づけが与えられている点である。その点はフレームワークに以下のように示されている。

(フレームワーク第 49 パラグラフ)

(a) 資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。

(b) 負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。

(c) 持分とは、企業のすべての負債を控除した残余の資産に対する請求権である。

ここでは、資産は経済的便益の流入を示す資源であり、負債は経済的便益の流出を示すものとされる。

さらにフレームワークでは、収益や費用も、資産・負債の増減分と経済的便益に結び付

けて定義されている。

(フレームワーク第 70 パラグラフ)

(a) 収益とは、当該会計期間中の資産の流入若しくは増価又は負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり、持分参加者からの出資に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるものをいう。

(b) 費用とは、当該会計期間中の資産の流出若しくは減価又は負債の発生形をとる経済的便益の減少であり、持分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減少を生じさせるものをいう。

そして、「経済的便益」は以下のフレームワーク第 53 パラグラフの定義によれば「企業への現金及び現金同等物の流入」、すなわち、企業が将来キャッシュフローを生み出す能力を示していることになる。

(フレームワーク第 53 パラグラフ)

資産に具現化された将来の経済的便益とは、企業への現金及び現金同等物の流入に直接的に又は間接的に貢献する潜在能力である。

理論的には、フレームワークの考え方を徹底し、会社の将来キャッシュフローに貢献する要素を全て資産としてオンバランスし、公正価値評価（公正価値については後述）していけば、貸借対照表の資産と負債の差である純資産は、企業が持つ将来キャッシュフローを生み出す能力＝企業価値を示すものとなる。これが IFRS の会計観をつきつめたときの到達点である。

収益・費用アプローチにおける利益概念である当期純利益はあくまで過去一年間のその会社の業績を示すものであるが、IFRS における包括利益は将来キャッシュフローの増分であり、両者は本質的に異なる。当期純利益は過去の業績であり、包括利益は将来の予測である。

(b) 資産負債アプローチと利益観

ここまでみてわかる通り、IFRS の会計観をフレームワークからみると、包括利益こそが唯一の利益であって、当期純利益には基本的には無関心であるということである。「利益」が過去 1 年間の業績を表す言葉だとすれば、包括利益は利益ではない。「当期純利益の表示をなくす」、とか「その他包括利益から当期純利益へのリサイクリング禁止」という主張も、フレームワークの考え方からすればむしろ当然である。フレームワークからみれば、現時点の IFRS で当期純利益の表示を残しているのは、実務ニーズと政治闘争の妥協の産物にすぎない（その葛藤については IAS 第 1 号に如実に表れているので参照されたい）。

日本ではどのような議論がなされているのだろうか。当期純利益の表示について言えば、現在、IFRSにおいて当期純利益が残されていることをもって実務的な問題はないということになっている。例えば、平成 22 年 4 月に金融庁から出された、「国際会計基準 (IFRS) に関する誤解」には以下のような Q&A が載っている。

3. IFRS では、利益の表示が当期純利益から包括利益のみに変わるのではないか

誤解 IFRS では、年度の業績把握の指標として多く用いられている当期純利益が用いられなくなり、包括利益のみに変わる。

↓

実際 IFRS でも、当期純利益が表示され、業績把握のために重要なものであることに変わりはない。

これはミスリーディングな文章である。IFRS に当期純利益の表示が残っているのは、実務的な当期純利益の表示を重視する各国の抵抗による政治決着である。上記の問いへの答えは、「現在のところ実務の強い要求により当期純利益の表示は残されている。しかし、IFRS の会計観からすれば、包括利益が唯一の利益であるから、今後も当期純利益を軽視する議論が出てくる可能性もあるので注意が必要である」と書かなければならない。

例えば、現在進行中の IASB と米国 FASB のコンバージェンス・プロジェクト (MOU プロジェクト) において、「1 計算書方式」と「2 計算書方式」の選択を認めるかという議論が行われている。1 計算書方式は連結包括利益計算書のみ作成し、一つの計算書において包括利益までの損益計算を表示する方式を言う。2 計算書方式は、連結損益計算書と連結区分包括利益計算書を分け、前者は当期純利益まで、後者は当期純利益から包括利益までの損益計算を表示する方式を言う。IFRS の会計観からすれば、包括利益こそが利益なのだから、1 計算書方式が正しいということになる。当然、IASB サイドは、包括利益をボトムラインとする「1 計算書方式」に限定することを主張したが、多方面から懸念が表明され、FASB との話し合いもまとまらず、先送りされている。IFRS の当期純利益軽視の姿勢はこうしたところにも如実に現れている。フレームワークが変わらない限り、今後も何度でもこうした議論は出てくるであろう。

上記金融庁 Q&A からは、「どうせ多くの国民は会計基準など理解できないのだから、本質的な部分を説明せずに納得させた方がよい」という意図すら透けて見える。こうした姿勢は今後厳に慎むべきであろう。

従来のアプローチ (収益費用アプローチ) では、一定期間を区切ってその利益をなるべく正確に計算することが会計の目的であったが、IFRS はいとも簡単にそこから離脱している。両者はそもそも全く性質の違うものという理解が必要であり、IFRS のアドプションの検討に際してはこの点が議論の中心にならなければならない。最大の争点は、資産負債アプローチの是非であり、同時に期間損益計算 (期間を 1 年など区切ってその間の利益を計

算する)を会計の中心目的におくことを放棄してよいのかという問題である。

そもそも IFRS において資産負債アプローチが取られている根拠は、経営者による恣意的な利益操作を防ぐという考え方が背景にある。収益費用アプローチは、収益と費用をできるだけ厳密に対応させ、正確な利益を計算するためにフローの期間配分を行うが、その過程で経営者が会計数値を恣意的に操作できるという懸念に基づいている。他方、資産負債アプローチであれば、期首と期末で純資産がどれだけ動いたかという客観的な数値で判断ができるという価値判断がある。この利益操作防止という考え方は一見正しように聞こえるが、実際にはそうとは言えない。そのことは、次の「公正価値会計」が抱える問題点から理解できる。

■ (2) 公正価値会計とその問題点

(a) 公正価値概念が抱える矛盾

資産負債アプローチを取る IFRS にとっては、資産の評価が極めて重要となる。その際に使われる概念が「公正価値」である。公正価値は、金融商品、有形固定資産、棚卸資産、投資不動産等、IFRS の様々な領域で使用が求められ(あるいは選択が認められ)、その領域は拡大を続けている。ここでは、資産の価値の測定についての公正価値の考え方とその問題点について検討する。

公正価値とは、英語の“fair value”の訳である。「公正(fair)」という言葉は、それが誰にとっても正しいという規範的な意味を示唆している。だが、IFRS においては、公正価値とは「独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者の中で、資産が交換され得る、又は負債が決済され得る金額」として定義されており、基本的には「時価(市場価格)」を意味していることがわかる。したがって、活発な市場で取引されている資産に関しては、その市場価格を公正価値として計上することになる。しかし、資産のうち、活発な市場による価格が入手可能なものは限られている。その場合は類似した他の資産の情報を参考にしたり、割引現在価値を数学的に計算した仮想的な「モデル市場価格」を公正価値とみなすことになっている。

ここから、公正価値という概念そのものが大きな矛盾をはらんでいることが直ちに見てとれる。第一に、仮に資産に活発な市場が存在したとしても、その市場価格を本当に「公正」な価値と見なせるのかという問題がある。経済理論的には、資産の「公正価値」とは、利用可能なすべての情報に基づいて合理的に計算した将来キャッシュフローの現在価値に等しい「ファンダメンタル価値」であるべきであり、市場価格はこのファンダメンタル価値から乖離する可能性を常にもっている。実際、このことは、米国のサブプライム市場のバブルとその破裂に端を発した今回の金融危機が、劇的な形で示すことになった。株式、債券、外国為替、そして多種多様なデリバティブには、活発な取引が行われる市場がある。だが、これらの市場で取引が活発だということは、ケインズの「美人コンテスト」的な投機活動も活発であることを意味し、その結果、必然的にバブルを生み出したり、バブルを

破裂させたりすることになる。さらに、金融仲介機関同士の金融商品の売り買いは、まさにその財務諸表が全面的に時価評価的であることによって強い相互依存性を生みだし、金融市場全体の流動性を大きく膨張させたり急激に伸縮させたりすることが、今回の危機で明らかになった。バブルの発生や崩壊も流動性の膨張や収縮も、資産の市場価格をそのファンダメンタル価値から大きく乖離させてしまうのである。公正価値の概念が依拠する市場価格それ自体が、必ずしも公正ではないのである。

第二に、類似した資産の市場価格を参考にする場合である。会社が保有する全ての資産について、活発な市場があり、市場価格がついているわけではない。そうした資産の割合はむしろ少数だろう。多くの固定資産は市場価格もないことも多く、それ自体単体で直接的に将来キャッシュフローを生み出すわけでもない。また、非上場株式、相対取引される金融商品、棚卸資産、多くの無形資産、なども同様である。これらの資産に関しては、活発な市場をもっている類似の資産が見つければ、その市場価格で代用することとなるが、その場合でも市場価格にバブルや流動性の問題がある。また、たとえそれがなくても、類似資産の選択の過程で公正価値の計上には恣意性が大きく入る余地がある。

第三に、非金融資産の大部分は、活発な市場をもつ類似の資産など到底見いだせない。その場合、公正価値を計上するためには、仮に市場が存在し、その市場における価格形成が公正であったときに、市場価格がいくらになるかを決定する「公正価値モデル」を作成し、そのモデルに基づいて公正価値を測定しなければならない。だが、それは資産から将来生みだされるキャッシュフローに関する予測を必然的に含むことから、モデルの基礎となる仮定やデータの数値を少し変化させただけで、公正価値の測定結果が大きく異なることが多い。そもそも、財務諸表を作成して報告するのが会社である以上、公正価値を測定する主体は一義的には経営者である。公正価値の数学モデルがどのように精緻なものであっても、それは最終的には、将来のキャッシュフローに関する経営者の主観的な予測に基づいて測定されざるをえないのである。仮に経営者が「正直者」だったとしても、いわゆる希望的観測や過剰な期待を完全には排除することは難しい。また、経営者ではない第三者に測定を委任しても、それはどこまでいっても「特定の誰かの予測値」にすぎない。そして、経営者に悪意があれば、公正価値モデルは、公正という名の下に、数値操作のフリーハンドを経営者に与えることになってしまう。その代表的な例が、エンロン事件に他ならないのである。

とりわけ重要なのは、多くの資産（とくに有形固定資産）が生み出す将来キャッシュフローには、個々の経営者に固有の経験やノウハウ、先見性や経営力が大きく反映されることである。同一の資産であっても、異なる経営者の間では公正価値は当然違ってくる。すなわち、“経営者の主観的なのれん”をその経営者自身が主観的に予測することになってしまうのである。そして、このことは、さらに根源的な問題を指し示す。

それは、「不確実性」こそ利益の源泉であるという、フランク・ナイトの洞察に関連する。将来の事柄について確率分布を想定できるのであれば、それは「リスク」として客観的に

計算でき、保険やデリバティブといった金融商品の形で市場化することができる。だが、ひとたび市場化されてしまえば、そこからは大きな利益は生みだせない。一つの会社が他の会社に比して大きな利益を生み出しているとしたら、それは、確率分布を想定できない「不確実」な出来事を、その会社が他の会社に先駆けて現実化しているからである。将来の事柄がすべて「リスク」に還元できるならば、そもそも経営者などという存在は不要である。客観的な第三者による計算では非合理にみえる事業に自らの判断によってコミットしていくことこそ、経営者の本来の役割なのであり、利益とはまさにそのような不確実性への挑戦に対する対価に他ならない。実は、このようにして利益を生み出す経営者の能力、さらには会社組織全体の能力を一種の資産として表現したものが、「自己創設のれん」に他ならない。だが、それは本来の意味での不確実性に関わっていることによって、その価値はどのように精緻なモデルを当てはめても予測は不可能である。

従来、投資家や投資家に代わって企業分析を行うアナリストは、損益計算書に示された企業の業績（利益）を元に、経営者、あるいは会社組織全体の能力を考慮して企業価値評価を行い、独自の投資判断を行ってきた。これに対して、IFRSにおいては、企業価値の評価自体を投資家やアナリストに先行してその企業を経営する経営者自身に行わせる仕組みなのである。投資家・アナリストが行う作業は、「経営者自身が提供する将来キャッシュフローの予測が正しいかどうか」の判断ということになる。

一見すると、公正価値会計は抽象的な一貫性をもつ美しい考え方である。だが、それは実践的にも理論的にも本質的な「不可能性」を抱えているのである。こうした基準によって、財務諸表の質が向上したり、投資家が企業分析しやすくなるとは到底言えない。

(b) 公正価値会計の論理的帰結

ここで、多くの人が理論上の公正価値会計の問題点として指摘している「金融負債の時価評価」について、「自己創設のれん」という概念と関連させて、さらに考えてみたい。IFRSでは、金融負債についての公正価値オプションが認められている。これは、米国会計基準では既に導入されている会計処理であり、例えば、自社が発行する社債の格付けが下がったとき、負債の価値が下がって、その分評価益を出すという会計処理が認められている。（なお、2010年10月28日に公表された、金融負債に関するIFRSの改正（IFRS第9号の改正）においては、金融負債の信用リスクが高まったことによる評価益は当期の損益ではなく、「その他包括利益」に反映させることになった）。

これは、自社の信用リスクの上昇による、いわば“踏み倒し益”に該当する。実際には契約上の返済金額が減るわけでもないことから、このケースで評価益が出ることに多くの人が違和感を覚えたが、理論的には、金融資産を公正価値評価するのであれば、反対側の金融負債も公正価値評価されなければむしろ一貫性を保てないことになる。

しかしそれを前提に考えると、また深刻な問題が現れる。企業の信用悪化には様々な要因がある。例えば、カリスマ経営者が突然死亡した時の事例を考えてみよう。その際にも

信用リスクの上昇による評価益は出ないのかという問題である。当然、カリスマ経営者の死亡によってその企業が将来生み出すキャッシュフローが減ると同時に、その経営者の能力評価込みの金利で借入れができていたため、信用リスクは高まり、その会社の負債（例えば社債）の評価は下がる。結果として負債を公正価値評価することによる評価益が発生することとなる。

では逆に、この事例（カリスマ経営者の死亡）に対応する資産サイドの価値の減少は何か。それは、カリスマ経営者の持つノウハウやブランド力（また、それと事業用資産が組み合わさって形成される将来キャッシュフローを生み出す能力）を失ったことによる「のれん」価値の減少である。しかし、これは、いわゆる「自己創設のれん」であり、まさに本質的に測定不可能であることから、貸借対照表には載せないことが原則である。だが、カリスマ経営者の死亡による会社の信用リスク上昇によって負債の評価益を計上するのであれば、理論的には自己創設のれんをオンバランスしなければ一貫性を保てなくなるということになる。

すなわち、金融資産と金融負債だけで完結した財務諸表であれば、信用リスクが上昇した際、金融負債を時価評価し、評価益が出たとしても理論上の問題はないかもしれないが、逆に、もともとオフバランスの“のれん”価値の減少により信用リスクが上昇した際、金融負債の評価益が出る一方、資産の側にそれに対応する価値の減少がないことは一貫しない。そうすると、のれん価値もオンバランスしていなければおかしい…という論理の繰り返しにより、自己創設のれんも含めて、将来キャッシュフローに影響する全ての要素を資産としてオンバランスし、すべての資産を公正価値評価しなければ一貫しない、という結論に行きついてしまう。これは、既にフレームワークを引用して述べたとおり、フレームワークに示された IFRS の会計観をつきつめれば必然的にたどりつく帰結なのである。

もちろん、現時点ではそこまでは進んでいない。しかし、フレームワークが変わらない限り、方向性としてはそちらに徐々に近付いていくことになろう。

しかし、実際に自己創設のれんをオンバランスすることは可能なのだろうか。企業の信用リスクや資産の価値は極めて多様な要素によって日々変動している。のれんのような資産の価値は、経営者の交代だけではなく有能な社員の入社や転職などの要因によっても変動するはずである。さらには、競合他社の技術革新や流行の移り変わりなどの極めて多種多様な外部的な要因の影響も受ける。それらをすべて認識して適切な評価損益を出すことは不可能であろう。

これまでの会計では、当然のことながら、“自己創設のれん”はバランスシートに載せないことが原則であった。ところが IFRS は既に自己創設のれんのオンバランスに一步踏み込んでいる。IFRS は、M&A の際に発生したのれんの規則償却を認めない。のれんを規則償却しないということは、基本的にのれんの価値は減価しない、永続的なものととらえるか、のれんは減価するものの自社の追加的な努力でそれを埋め合わせしていると考えられるかどうかである。のれん価値が永続することはあり得ないため、後者の解釈しか考えられな

いが、これは、事実上自己創設のれんの計上を一部容認しているということになる。自己創設のれんを計上しないというこれまでの会計の大原則は既に破られている。今後、経済のポスト産業資本主義化の流れの中で、利益の源泉が物的資産から無形資産へと比重が移る。このため自己創設のれんの要素も増えていくはずであるが、それをオンバランスすればするほど、会計数値の信頼性が下がっていくことになるだろう。

(c) IFRS の純粋化志向

現行 IFRS において、全ての要素についてオンバランスと公正価値評価が求められているわけではない。これまで述べてきたとおり、IFRS は基本的に「資産負債アプローチ、公正価値」を取り、日本基準は基本的に「収益費用アプローチ、取得原価」を取ってきた。しかし、現時点においては、IFRS も基準自体の未成熟や各国の抵抗のために完全に資産負債アプローチ・公正価値会計を徹底できていない。日本基準にも金融商品を始めとして時価評価の要素を入れている。

その意味では IFRS も日本基準もそれぞれの会計観を 100% 体現したものではなく、理論的には「不純物」が混じっているのが現状である。しかし、その現状をどう見るかは IFRS と日本基準では大きな違いがある。そもそも演繹的アプローチを取っている IFRS の立場からは現在の状況は許されざる状況である。一方、帰納的アプローチを取っている日本基準については、取得原価主義会計を基本としつつも投資家の実務的なニーズに応じて金融マーケットの思考を入れ、部分的に時価評価を導入している。これはもっぱら実務的な観点からであり、思想的なこだわりが IFRS ほど強いとは言えない。

これまで公正価値評価の適用範囲は拡大の一途をたどって来たが、今後もせめぎ合いは続く。例えば、実現するかどうかは別として、取得原価と公正価値オプションとの選択適用が認められている項目については、将来にわたって後者に一本化しようという議論が常に出てくるであろう。

全ての資産について公正価値評価することがフレームワークにみられる IFRS の本来の会計観に沿った考え方であり、そうした立場からは現在の IFRS は不完全なもののみなされてしまう。しかし、その思想の貫徹はこれまで見てきたとおり不可能である。この IFRS の「不可能性」は、日本が IFRS に向き合う前提として理解しておかなければならない。

■ (3) プリンシプル・ベースとその問題点

IFRS が拠って立つプリンシプル・ベース（原則主義）とは、会計処理の原則だけを示し、かつその例外を認めないという考え方である。会計処理について数値基準などを具体的に明示せず、各企業の判断に任せ、その適否は監査人の専門的な判断に委ねる。一方、日本基準や米国基準はルール・ベース（細則主義）である。

IFRS においてプリンシプル・ベースが採用されている理由は、ルール・ベースの会計基準の場合、「そのルールの範囲内なら何をやってもよい」という発想から、実質的に会計基

準の趣旨に反するような会計処理が行われてしまうという批判による。

しかし、プリンシプル・ベースの会計基準においても、会社が「これはプリンシプルの範囲内だ」と強弁することで会計基準の趣旨に反するような会計処理が行われる可能性も十分にある。ルール・ベースであれば、違反すれすれの部分を突いた恣意的な会計処理ができるが、プリンシプル・ベースではむしろ堂々と恣意的な会計処理ができることになるだけで大きな変わりはない。さらに IFRS は見積もり部分が多いためそこにおいても恣意的な会計処理の余地がある。

もちろん、恣意的な会計処理に対しては監査を行う会計士が適正であるかどうかを判断することになる。しかし、プリンシプル・ベースである以上、会計士にとってもある会計処理が適正であるかどうかを判断することは難しい。

このような会計処理が法的な問題になった場合には、最終的には日本の裁判所が判断することになる。しかし、一方で IFRS においては、解釈権は IFRIC（国際財務報告解釈指針委員会）が独占しており、日本独自の解釈を立てることはできない。また、そもそも IFRIC の開催頻度から考えても、基準解釈についてきめ細かな対応が行われることが期待できない。このような状況では、各国で適用における対応に幅が出て結果として各国の適用上の「方言」のようなものが分立し、多様化するおそれもある。結局、IFRIC がどのように解釈し、そのような解釈を日本の裁判所がどのように受け入れるかに関しては全く不透明な状況なのである。

以上のような不透明性の下では、会計処理が多様化する可能性があり、結果として粉飾決算をもたらしかねない危険性がある一方で、とりわけ訴訟リスクが大きい場合には逆に萎縮効果をもたらし、過剰に保守的な実務が横行することとなる。実際、日本における内部統制報告制度（日本版 SOX 法）についてもプリンシプル・ベースという触れ込みで導入されたが、後者の傾向が強く、実務サイドからの度重なる問い合わせに対し、金融庁や公認会計士協会から詳細なガイドライン、Q&A、実務指針などが出され、最終的にはルール・ベースと変わらなくなってしまうという経過がある。

プリンシプル・ベースが機能する重要な前提として、その国の公認会計士などの会計専門家への社会的な信頼が極めて高いことが前提になっている。しかし、そのような前提の国はイギリスなどごく少数に限られるし、日本においても内部統制報告制度の運用の実態を見れば、プリンシプル・ベースが機能するほど会計インフラが成熟しているとは言えないのではないだろうか。

また、プリンシプル・ベースの会計基準書は原則しか示さない分、基準書の分量が少なくて済むが、その半面、財務諸表に膨大な量の注記が求められる。会計処理を選択するにあたって、会社としてどういう処理を選んだのか、見積もり計算がある部分については、どういう根拠で見積もったのかなどを注記しなければならないからである。作成コストという点についてもプリンシプル・ベースが優れているとは言えない。

以上のように、プリンシプル・ベースがルール・ベースより優れているとは言えない。

むしろ、IFRS がプリンシプル・ベースを採用しているのは、世界共通基準という目標を達成するためにはルール・ベースでは不可能という、会計戦略上の問題から出てきているととらえるべきである。

■「比較可能性」という神話

以上みてきた通り、IFRS はその資産負債アプローチ、公正価値会計という性質上会社ごとに様々な「見積もり」計算が求められる。また、プリンシプル・ベースという性質上会社ごとでかなりの会計処理の違いが出てくる。さらに、現在 IFRS の多くの規定では原価モデルと公正価値オプションの選択が認められており、会計処理はさらに多様化する。こうした点からみれば、「IFRS は投資家にとっての比較可能性を高める」という主張は根拠が薄弱である。

そもそも、会計基準を世界的に統一することと、その統一すべき会計基準がどのような会計観であるべきかは全く別な話である。現行 IFRS は、企業ごとの多様な選択を認めることによって見かけ上の「会計基準の世界統一」を図っているにすぎない。今後の方向性としては、各国の実務的なニーズに配慮することで会計基準としての一貫性がさらになくなり、どんどん中途半端なものになっていくか、IFRS の思想を徹底することで実現不可能な「全面公正価値」の方向へ向かうかのどちらかである。

こうした諸論点につき、わが国全体で国民的議論が行われたとは到底言えない。次章では、以上の分析を踏まえ、我が国としてどこに軸足をおくべきかについて考えたい。

第3章 IFRSの不可能性と業績

■ IFRSの理想の実現不可能性

前章で述べたとおり、IFRSの会計観たる資産負債アプローチ、公正価値、プリンシプル・ベースのそれぞれに理論的、実務的に重大な問題点が存在する。また、IFRSの会計観の貫徹、すなわち、会社の将来キャッシュフローを生み出す要素全てのオンバランス化と公正価値評価は、抽象的には観念し得ても、理論的、実務的に実現不可能である。

一方、IFRSは拡大の過程でアメリカを始めとした各国の反対や実務ニーズの声を聞かざるを得ず、理論的な純粋さもかなり薄れてきているという現実もある。その意味ではIFRSは絶対的なものから相対的なものになってきていると言えよう。

こうした二つの現実を引き裂かれているのがIFRSなのである。会計基準の質という点で、IFRSが既存の会計基準と比較して優れているとか、高品質であるということはない。詳しくは第6章で述べるが、現実的な日本の制度対応としては、IFRSの採用については、上場企業であっても企業ごとの対応に任せる（選択適用）ことが適切だろう。

一方で、日本がIFRSをどの方向へ向ける努力をすべきかという検討は必要である。仮に制度的には選択適用としたとしても、一部の日本企業が採用することに間違いはないし、後に述べるようにこの問題は究極的には各国の産業構造のあり方にまで行きつく問題でもある。IFRSは今後も各国の利害がぶつかる厳しい交渉の場になることは間違いないのだから、日本としての立ち位置を決めておくことが必要である。

基本的な発想としては、会計基準を抽象的な概念から演繹的に決めていくというIFRSのアプローチ自体に無理があり、実務のニーズと実践の中から決まっていくべきものという考え方に戻るしかない。現在の日本の会計基準は純粋に収益費用アプローチ、取得原価会計を貫徹しているわけではないし、それを目指しているわけでもない。取得原価会計をベースとしつつ、実務的な観点から一部時価会計を取り入れている。一方、未実現の損益については損益計算書に反映させず、あくまで期間損益を正確に出そうとするなど、知恵を絞って収益費用アプローチの基本的な考え方は守ってきた。IFRSの演繹的アプローチの発想は、こうした実務ニーズ重視の考え方に真反対に位置付けられる。

しかし、IFRSの不可能性が明らかになった今、資産負債アプローチ・公正価値会計をベースにした会計基準と、収益費用アプローチ・取得原価会計をベースにした会計基準とどちらが投資家にとってよいのか、実務的な観点からその有用性を比較検討すべきである。ここでは、両者の違いが最も鮮明に表れる、会計の目的は過去に実現した期間損益（業績）の表示を目指すべきか、将来の予測に基づく企業価値の表示を目指すべきかという点について検討したい。

■ 過去の業績と将来予測、どちらが有用か

過去は結果であり、将来は予測である。IFRSは投資家のための会計と言われるが、IFRS

によって出てくる将来の予測値を本当に投資家は求めているのだろうか。

欧米の機関投資家・アナリストが IFRS 包括利益をどうみているのかについて、野村資本市場クォーターリー2010 冬号のレポート（「欧米機関投資家・アナリストは IFRS 包括利益をどう扱っているのか」（服部孝洋、野村亜紀子））に紹介されている。それによると、IASB と FASB が共同で行ったアナリストへのアンケートに、「主要なパフォーマンス指標として用いる損益計算書の項目は何か、損益計算書の項目を用いて作成する主要なパフォーマンス指標は何か」という問いがあった。主要なパフォーマンス指標は何かという問いに対する回答では、営業利益（operating income）が 31%、純利益（net income）が 10%、包括利益（comprehensive income）が 6%だった。また、57%が、純利益もしくは純利益を基点とする指標（EBITDA など）が主要なパフォーマンス指標であると回答している。

ここから、投資家の関心事は、企業の本業の実現利益であって、他の部分での評価損益と区別したいということが窺えるし、それは東京財団が日本のアナリストに実施した聞き取り調査とも一致している。また、当期純利益と包括利益のどちらが業績指標として優れているかという実証研究においても（若林公美『包括利益の実証研究』中央経済社）、総じて純利益のほうが包括利益よりも優れているという結果が出ている。にもかかわらず、IFRS を「投資家のための会計」と言い切るのは無理がある。

もともと、資産負債アプローチ・公正価値会計が出てきた背景として、収益費用アプローチ・取得原価会計はフローの期間配分をするので、経営者の操作余地が大きという考えがあった。しかし、前章で検討した通り、IFRS にも将来の見積もりについての操作余地はかなりある。複雑な見積もり計算の根拠や数式が大量に注記されることとなるが、膨大な量の注記は利用者にとっては何も書いていないことと変わらない。さらに、フローの期間配分による操作であれば、期を重ねるうちにその差異は回収されるが、将来の見積もりについてはそうはならない。

結局は投資家にとっても経営者による予測値よりも取得原価をベースとした、客観的な、過去の業績としての会計数値が重要になる。投資家・アナリストはそれを元にバリュエーションを行うことができる。過去の数値を参考にしつつ、定性情報も含めバリュエーションをすることこそアナリストの本来的な業務である。そこで必要とされるのは経営者の予測値ではなく、「実現」をベースにした確実な数字である。それを元に将来予測をするところに、アナリストの腕の違いが現れるのである。

また、経営者にとっても、自らの経営の成果を評価するのは、過去の実現した業績であって、自らの会社の将来の業績を自らが予測した数値では経営管理の参考にはならない。また、株主等が経営者の力量を評価したいと思っても、経営者自らが予測した見積もり部分が多い会計では参考にならない。

■産業構造と IFRS

以上の観点からみると、IFRS をめぐる国ごとの考え方の違いの本質が見えてくる。実は

国によって IFRS の採用により発生する問題の大きさは異なる。IFRS は資産のほとんどが金融資産であるような、例えばヘッジファンドのような業種に非常に親和性が高い。そうした業種では、期首と期末の保有金融資産の時価の差がまさに業績であり、フローの期間配分などという発想はそもそも必要ないのである。すなわち、国内に有形固定資産の割合が高い産業（典型的には製造業）を抱えていない国は、資産負債アプローチを採用しても実務に与える影響が少ない。例えば、主要産業としての製造業をとうの昔に放棄し、金融業が国の根幹を支えているイギリスは困らない。このことは IFRS がこれまで常にイギリス主導で広められてきたことと無関係ではない。

この観点からみると、国内に多く製造業を始めとした、有形固定資産の比率が高い業種を抱える国とは IFRS 対応の国家戦略に関して連携していく余地が生まれるということである。戦略的な観点は第 6 章に譲るが、そうした国に対しては、「会計は過去の業績を示すものであり、収益費用アプローチ・取得原価会計をベースとしつつ、ニーズに応じて時価会計や時価情報の注記を部分的に取り入れた会計基準を実務とのかかわりの中で決めていくべき」、という発想は受け入れられやすいのではないだろうか。

第4章 コストの問題

■コスト上の問題

これまで、IFRSの質・内容に関する問題点を論じてきた。本章では、もう一つの重要な問題として、コストの問題を検討したい。

IFRS導入の企業側の利点として、「資金調達関連コストの通減」がしばしば指摘される。しかし、一方でIFRSの導入には、イニシャルコストとランニングコストに加え、今後の新たな会計基準の開発や既存の基準の変更による追加的な対応コストがかかる。個別企業にとって重要なのは、トータルでみた時のコストがどうなるかという点であり、それは導入に伴うコストの増加要因との比較によって初めて明らかになる。

IFRS導入に伴い発生するコストで、主なものを挙げると以下の通りである。

- ・連結・単体で異なる財務諸表を作るコスト
- ・会計処理自体のコスト（見積もり計算増加、膨大な量の注記）
- ・税務対応の煩雑化に関するコスト
- ・社内の会計システム変更のコスト
- ・経理部門の人員の増員
- ・社員に対する会計教育のコスト
- ・導入のためのコンサルティングへ支払うコスト
- ・会社の会計上の判断に対する責任（訴訟のコスト）
- ・最適の会計戦略を導くための試行錯誤コスト
- ・会計基準変更に伴うビジネスモデル変更コスト

以上のように、想定されるコスト上昇要因は様々である。通常、企業にこのような負荷をかける可能性のある政策決定を行う上では、政府によるしっかりしたコスト・ベネフィット分析が必要なはずだが、日本ではそれが行われていない。

実際にどの程度のコストがかかるのだろうか。日本でのIFRS適用第一号である、日本電波工業専務取締役財務本部長の若林京一氏は「通常の3倍の負荷」がかかったと発言している。「通常の3倍」の具体的内容は不明だが、実務家の実感として少なくともその程度は覚悟しなければならないということになる。

そのほか、EUにおけるIFRS採用のコストについては、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会が報告書を出している。調査の事例では売上高5億ユーロ（1ユーロ=115円で換算すると575億円）未満の企業においては、初期費用が売上高の0.31%、継続費用は0.06%、売上高5億ユーロ以上50億ユーロ（5750億円）未満の企業においては、初期費用が売上高の0.05%、継続費用が0.01%、売上高50億ユーロ以上の企業においては初期費用が0.05%、継続費用が0.008%となっている。

あくまで目安であるが、これを日本に置き換えると、例えば売上高500億円の企業においては、初期費用が1億5500万円、継続費用が3000万円となりかなり大きなコストにな

る。また欧州と異なり日本では言語の壁があることなど日本独自のコスト増加要因を加えると、さらなる増加要因となる可能性もある。

■ 遵守度合いによるコストの差

以上のような先例はあるものの、日本においてどれだけのコストがかかるかは予測できない部分も大きい。なぜなら、IFRS をどれだけ「まじめに」導入するかによって大きくコストは異なるからである。例えば、これまで多くの日本企業は有形固定資産の耐用年数について、財務省の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づいて決定してきた。IFRS においては、「経済的耐用年数」を用いることとされている。ここで、「経済的耐用年数」を厳格にとらえ、本当に個別の資産毎に厳密な耐用年数の評価をするか、あるいは、省令で定める耐用年数に一定の有用性と合理性を認め、従来通りの実務をなるべく残していくかが問題となる。前者を徹底すればするほど、自社内の固定資産の管理や税務申告時の修正のコストは増していく。

企業の IFRS 導入を支援するコンサルタント会社やシステム販売の会社などは、クライアントが IFRS 対応にコストをかければかけるほど自社の業績拡大につながる事となる。当然、高コストの会計処理やシステム導入を企業に推奨する強いインセンティブを持っている。日本版 SOX 法では、まさにそうした経緯で過大なコストをかけた会社が多数出ている。このままでは全く同じことが起こることになる。

こうした事態は、IFRS を上場企業一律強制適用ではなく、選択適用することで回避できる。選択適用であれば、企業がその内情に応じて十分な検討を行う余裕ももてるし、他の会社の事例が徐々に出てくることでそれを参考にすることもできる。最もやってはいけないのは短期のスケジュールで、かつ一律強制適用することで、制度改革を「黒船来襲」であるかのように感じさせ、結果として拙速で過大なコストをかけての導入を強制することである。現在想定されるスケジュールのうち最短のもの（2015 年に全上場企業一律強制適用）が仮に採用されたとした場合、約 3800 社の企業が一斉にトライアンドエラーを続けながら導入することになる。その際の混乱とそれに要する社会的コストは想像を絶する。

そもそも、各種のコストをかけて IFRS を導入する価値があるかどうかはそれぞれの会社がコスト・ベネフィット分析をした上で判断すればよい。その意味からも上場企業一律強制適用ではなく、選択適用が望ましい。

■ 上場やベンチャー市場への影響

仮に上場企業強制適用となった場合、副次的な弊害も出てくる。これまでも「ガバナンス向上」「投資家のため」という名目のもと、日本版 SOX 法、四半期決算、社外役員の義務付けなど、上場コストは上がり続けてきた。これらに加え、IFRS も強制適用となるとさらなるコストの大幅アップであり、上場廃止や新規上場の中止が増加する可能性が高い。こうした問題の原因は日本の上場ルールの多くが、ベンチャー企業にも売上高 1 兆円超の

グローバル大企業にも同じ規制が適用されることにあるが、IFRSを上場企業一律強制適用するとそれに拍車がかかることとなる。新興市場の発展のためにも、IFRSは選択適用とすべきである。

第5章 法律上・税務上の問題

■ IFRS 強制適用に伴う憲法上の問題について

ここでは、IFRS を日本において導入することによる法律上の問題点を考える。会計基準設定の法的根拠は金融商品取引法 193 条と同条の委任に基づく内閣府令である。違法な会計処理を行った日本企業は、IFRS に従わなかったとき、刑事罰、行政罰が科されることになる。粉飾決算を行った場合は有価証券報告書虚偽記載罪に問われる。

一方、IFRS はプリンシプル・ベースの会計基準であり、会社独自の見積もりや判断の余地が日本基準と比べて大きい。ある会計処理の妥当性が最終的に裁判で争われることも増えてくるはずである。

ここで重大な問題が発生する。IFRS を開発しているのは海外の一民間機関である IASB であるが、それは日本の民主主義的統制に全く服していない。日本で実際に法執行するのは日本の行政当局や裁判所である。具体的な法執行の場面において、日本の民主主義的統制のもとで形成されていないルールへの違反をどのように扱うべきかが問題となる。この部分を明確にしていかなければ、憲法に定める罪刑法定主義に違反してしまうことにもなりかねない。

まず注意が必要なのは、現行の法律の規定は現在の日本基準も上場企業強制適用にはなっていない点である。連結財務諸表規則第 1 条 1 項では、「…この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」とあり、その後続く 2 項、3 項は以下のようになっている。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項 に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

- 一 利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。
- 二 特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。
- 三 高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。
- 四 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。
- 五 基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国

におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下同じ。)を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん(企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。)の観点から継続して検討を加えるものであること。

以上を読んでわかるように、ASBJ(企業会計基準委員会)が作成する日本基準は「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するもの」とされてはいるが、それが法的に唯一絶対のものとはされていない。大小関係でみると、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するもの」が、ASBJ作成の基準を包含しているという関係にある。しかし、実際には、多くの場合に裁判所において、ASBJの基準以外に妥当な会計基準があるということを説明するのは非常に難しいため、結局はASBJの基準に事実上従わなければならない状態になっている。

こうした現状を踏まえ、強制適用とはいったいどのような法的な建て付けになるのかが議論されているとは言い難い。仮に、「IFRSを上場企業に一律強制適用」を最も厳格に解釈すれば、上場企業約3800社全社について、IFRSを英語の原文で、カーブアウトの余地なくそのまま受け入れ、それ以外の会計基準を用いることを認めないということになる。これは、現在の日本基準の上場企業への強制性よりはるかに強い強制であり、憲法上の問題は避けられないだろう。これまでの日本の法律には、違反した場合に刑罰の対象になるルール作成を実質的に海外の民間団体に委任するケースは一つも存在しないのである。

また、連結財務諸表規則第1条2項での会計基準の指定から日本基準をはずし、IFRSに変えるという対応をした場合、他の基準も「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」である可能性を残しつつ適用することとなる。これは「事実上の上場企業強制適用」と言えるが、こうした場合には罪刑法定主義の問題にならないのか、法律的な議論を徹底して行うべきであろう。

このような意味での強制適用であっても、単体基準としての日本基準が残る一方で、連結財務諸表において日本基準に基づく会計処理を行えば「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当しないというのは無理がある。少なくともIFRSからの離脱の権利を上場企業に与えるべきであり、上場廃止しなければ離脱できないという状況も避けるべきだ。当然、選択適用にすればこの問題を制度的に回避できる。

■カーブアウトについて

EUはIFRSをアドプションする際にも、適用除外(カーブアウト)する余地を残している。実際に、EUも導入当初からIAS39号に含まれる公正価値オプションとヘッジ会計についてカーブアウトした。

日本においては、「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」に以下のような記述がある。

強制適用については、会計基準は財務報告におけるいわばものさしとして、これに違反すれば法的な制裁も発動され得るという極めて重い意味を持つものであり、万が一 IASB が作成した IFRS に著しく適切でない部分があるため、我が国において「一般に公正妥当と認められる」会計基準とは認められない場合には、当局として、当該部分の適用を留保せざるを得ない場合があり得る。

このため、当局として、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（連結財務諸表規則）等において、我が国における個々の IFRS の適用を認めるための適切な規定を整備する必要がある。

以上は強制適用をした場合のみ想定されているが、強制適用か選択適用かを問わず、IFRS の変更や新たな基準の導入に際してはカーブアウトをする余地を残すべきである。法律上それを明記するとともに、さらにカーブアウトするかどうか検討するための機関を政府に設置すべきである。

■税法との関係

既に述べたとおり、IFRS の会計観は、財務諸表に過去の業績ではなく、将来のキャッシュフローを表示すること志向している。包括利益はバランスシートの純資産の増分であって、1年間の事業活動による儲けを示すものではない。未実現の評価損益も入り込む。一方、税務の観点は法人税の算定は、「1年間にいくら利益が出たか」という過去の業績を基礎に課税所得の計算を行うというものである。当然「実現」重視であり、IFRS の会計観とはそもそも考え方が合わない。（会社法における「分配可能額の算定」にも同様の議論があてはまる）

これまでの会計基準は収益費用アプローチ・取得原価会計で、「実際の取引」「実現」という概念を基礎としていたので、税の考え方との親和性が高かった。税務と企業会計は立脚点は異なるものの、日本ではなるべく両者が乖離しないよう調整も行われてきた。しかし、そもそも IFRS の会計観は実現重視の日本の法人税法実務の発想と相容れないし、プリンシプル・ベースのもとでは、同じ経済事象に対し、企業ごとに会計処理が異なることも多く、それに合わせて税法を改正すること自体が難しい。既に述べた減価償却資産の耐用年数の問題からわかるとおり、企業が IFRS を「まじめに」適用すればするほど税法との乖離が激しくなる。

こうした税と IFRS の特徴を考慮すると、IFRS 導入企業について、連結財務諸表を IFRS、単体財務諸表を日本基準と分離し、税務については単体財務諸表をベースに計算するという発想（連単分離）は妥当である。

■確定決算主義について

日本の法人税法は長らく確定決算主義を堅持してきた。確定決算主義とは、法人税の課

税所得の算定にあたって、各事業年度の企業会計上の確定した決算を基礎に行うことを意味する。法人税法 22 条は、課税所得の前提となる法人の収益の額は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」にしたがって計算されるべきことを規定している。具体的な実務としては、企業会計上の当期利益から税法の観点から益金と損金の算入、不算入を調整し課税所得を計算する。

このような制度をとっている目的は、企業会計と税務会計の二つの財務諸表の作成を避けるということ、企業会計上の利益を増やし、税務会計上の課税所得を減らす恣意的な利益計算を防止すること、さらにはそれによって企業会計上の利益計算と課税所得計算を有機的に結合させ、利益計算の真実性や確実性を担保しようという点にある。

法人税法は、この目的を達成するため、損金経理要件を課している。これは、減価償却計算等において、課税所得計算上の損金として処理するためには法人が企業会計上も費用として処理しておかなければならないとするものであり、フランスやドイツでも同様の仕組みとなっている。一方、企業会計と税務は基本的に切り離している国もある。例えば、イギリスには損金経理要件はないし、米国では後入先出法（LIFO）等、ごく一部の例外を除き損金経理要件は課されず、企業会計と税務を切り離して課税所得を計算している。

IFRS の導入に伴い、日本でも確定決算主義を見直すべきとの議論もある。例えば、日本公認会計士協会の「平成 23 年度税制改正意見・要望書」（平成 22 年 6 月）では、確定決算主義について以下のような要望を出している。

2. 法人税について

(1) 会計基準の国際的統一化に対応し、損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方を弾力的に見直すこと

我が国の確定決算主義は、確定した決算において費用又は損失として処理しなければ、所得金額の計算における損金算入を認めないとする、いわゆる「損金経理要件」を主要な内容の一つとして維持されてきたが、近年における組織再編税制、連結納税制度など様々な制度改革によって新たな対応を迫られるケースも出てきている。一方、国際的には、会計基準を IFRS に統一化する動きが急速に進んでいる。我が国においても、平成 19 年 8 月に IASB と ASBJ との間で合意された東京合意以来、我が国の会計基準と IFRS とのコンバージェンスが進められている。さらに、企業会計審議会において、上場企業の連結財務諸表を対象に IFRS を全面的に導入することが検討されている。個別財務諸表への影響は現段階で不透明な部分があるが、これらのことを考えると、今後会計基準の国際化の更なる進展により、いわゆる税法基準を考慮せずに会計処理を行うことで、企業が課税上の恩典を享受できなくなること又は税務上の恩典を受けるがために企業会計を歪める逆基準性の問題が生じることが予想される。

以上のとおり、我が国の損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方が大きな転換点に立っているものと考えられる。今後は上場企業に適用される会計基準や法制

度を巡る論議を注視した上で、損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方を弾力的に見直されたい。【重要要望事項 1】

「損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方を弾力的に見直されたい」とあるが、問題は具体的な内容である。制度論としては、米国と同様、税と企業会計を切り離す方向に転換することも考えられる。しかし、日本でそうした転換をすれば、これまで確定決算主義が担っていた機能が失われる。例えば、二重の帳簿を作成するコストが増える。また、損金経理要件を緩めれば緩めるほど、企業に対して、利益をより多くし課税所得をより少なくする、租税回避的行動をするインセンティブを与えることとなるし、政府にとってのモニタリングコストも上がることとなる。そうした問題への手当てをどうするかという議論は今のところ行われていない。また、税と会計を切り離すには、法人税法において、基本的な概念の定義を規定することから始めて、課税所得計算のルールを全くゼロから作らねばならず、政府にとっても検討だけで数年かかるような巨大プロジェクトとなる。そもそも日本に会社は 200 万社以上あると言われるが、そのうち一部の会社へ IFRS を適用するために、確定決算主義を放棄し、法人税法の体系を完全にひっくり返すということには無理がある。

いずれの道を行くにしても、IFRS を導入すれば税務に関連するコストは増える。そしてその原因の多くは IFRS の会計観が日本がこれまで取ってきた「トライアングル体制」の発想（企業会計、商法（会社法）、法人税法をなるべく乖離させないよう調整）と相反することに起因する。そもそも、各国の会計制度が形成された歴史的背景（会計基準の系譜がアングロサクソン系か大陸系か）が違うことにより、IFRS の導入に際してかかるコストや費やされる努力の量は国によってかなり違う。IFRS はもともとイギリス基準であり、各種制度が類似するアングロサクソン系の国は導入ハードルが低いが、大陸系のドイツ・フランスはハードルが高く、税務面で見ても自国基準しか認めていない。現実的には、日本もフランス等と同様に連単分離を前提とし、原則的に損金経理要件を維持しつつ、可能な範囲で部分的に税法改正を行って対応することにせざるを得ないと考えられる。

税務の煩雑化も IFRS 導入に伴い生ずるコストの一つである。第 4 章で述べた考え方と同様、そのようなコスト増を負担してでも IFRS を採用することに利点を認める企業だけが採用すれば良い。IFRS を選択適用にすることで、導入しない企業はそのコスト負担を避けることができる。

第6章 日本がとるべき会計戦略

■日本の会計基準戦略

以上、IFRS についての理論的、実務的、法的な問題点について述べてきた。IFRS は理論的にも実践的にも、本質的な困難を抱えており、導入にはコストもかかる。これまでの検討から分かる通り、しばしば指摘される「財務諸表の質の向上」「投資家が企業分析しやすくなる」「財務諸表の比較可能性の向上」といった、IFRS 導入の「利点」の根拠は薄弱であり、IFRS が他の会計基準（例えば現在の日本基準）と比べて特に優れているとは言えない。加えて最近では、IASB と米国 FASB との MOU における妥協や各国との政治決着の連続により、IFRS の大きな“売り”であった、基準の一貫性もかなり失われている状況である。ここから、各国の実務サイドが IFRS の会計観を支持していないことが窺える。

ところが例えば「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」では、IFRS が「高品質」であることが前提として書かれているし、メディアにおいてもそうした前提で報道されていることが多い。今後は、あたかも IFRS が他の基準と比較して優れているとか、投資家のためになるとか、先進的であるといったイメージを振りまくのは厳に控えるべきである。むしろ、会計基準としての質には極めて大きな問題があると認めた上で、IFRS をテコに会計基準設定の主導権を握ろうとする各国の思惑がある中、日本はどのような立場でふるまうかという戦略的な観点から議論がなされるべきである。

会計基準も企業にとって影響が大きい国際的なルールである以上政治的な利害の影響を受けるのであって、そうした駆け引きから逃れることができない。今後、米国のアドプシヨンの動きが滞っている現在、日本がイニシアチブを発揮するチャンスも出てくるはずである。本章ではこれまでの分析を踏まえて、国家戦略としての会計基準への日本の対応を提言したい。

■上場企業についても IFRS は選択適用とすべき

まず重要なのは、IFRS は上場企業についても強制適用とすべきではなく、選択適用とすることを国として早期に決定すべきである。金融庁の設定するスケジュールでは、2012 年に強制適用か否かの判断をすることになっているが、それでは遅い。既に、IFRS 対応に不安を感じた会社が強制適用を前提に準備を始めてしまっている。そもそものスケジュール設定自体がミスリーディングなものであることから、2012 年を待つことなく、前倒しで選択適用とすることを表明すべきである。

もともと、日本がアドプシヨンの方向に向かうことになったのは、2008 年頃の状況として米国がアドプシヨンを舵を切ったとみられたことの影響が大きかった。しかし、近年米国のアドプシヨンへの流れには歯止めがかかっており、我が国においても様々なポジションを取り得る状況にある。ここで強制適用にしてしまうことは、日本の会計戦略の選択肢を狭めるだけであり、選択適用とするのが妥当である。

また、金融庁は現在米国基準を適用している上場企業について、2016年3月期まででその適用を終了（禁止）することを決定している。しかし、この決定は米国がIFRSを強制適用に踏み切る可能性が高い、という前提で出した結論である。米国の状況が変わったのだから、この決定自体も見直さなければならない。

既に述べたとおり、IFRSの導入には大きなコスト負担が伴う。にもかかわらず上場企業に一律強制適用という政策をとるとすれば、日本企業に莫大なコスト負担を強制してでも実現すべき明確な利点がある場合に限られるだろう。一方、相応のコストを負担してでもIFRSで連結財務諸表を作成することに利点を認める企業があればそれを止める理由もない。ある会社がIFRSを採用するかどうかは、それぞれが投資家等のニーズを勘案し、コスト・ベネフィット分析を行った上で判断すればよい。本当にIFRSが「高品質」で、IFRSにより作成した財務諸表を投資家が望んでおり、会社がそれに利点を認めれば、強制適用などしなくてもIFRS導入企業は自然に増えていくはずである。以上の観点から、制度的には選択適用とすることで十分である。これまでの強制適用論は企業のコストという問題をあまりに軽視しすぎてきた。

また、証券取引所においては、IFRSで財務諸表を作成している企業と日本基準で財務諸表を作成している企業を分けて投資家にとっても明確にわかるようにしておけばよい。ドイツ・フランスの取引所においては、IFRSが義務付けられる規制市場と、義務付けられない非規制市場に分かれており、こうした在り方も参考になるものと考えられる。

選択適用とすることで、上場企業に一律に強制適用することの危険性を避けることができる。まず、コスト面について言えば、先行してIFRSを導入する企業の事例から実際にかかるコストの目安がわかる。既に述べたとおり、IFRS導入にかかるコストは、IFRSをどのくらい「まじめに」実践するかによって大きく変動する。選択適用でIFRS導入企業が徐々に出てくることで次第に相場観が形成されていくだろう。それによって企業のコスト・ベネフィット分析が可能となるし、過大なコスト負担を強いた日本版SOX法の二の舞を避けることが可能となる。また、選択適用とすることで「IFRSを導入したほうが投資が集まる」「投資家はIFRSを支持している」などの俗説についての検証を行うこともできる。

二つの会計基準が並立することに異論があるかもしれない。しかし、これまで、日本では米国基準と日本基準の選択適用を認めていたが、それによって特に問題は生じていない。会計基準が並立していても、どちらの会計基準が情報提供として優れているかが市場の洗礼を受け、結果的に良い基準のほうが生き残れば良いという基準間競争の観点からはむしろ望ましい状況である。IFRSの開発においては、基準が市場によるテストを受けることなく抽象的な概念から演繹的に開発されていく。世界中がアドプションすれば、会計基準設定がIASBの独占業務になってしまい、質が低下する恐れがある。それがそのまま強制適用される状況は極めて危険である。

一方、選択適用を認めるにしても、IFRSで新たな基準が導入する際には、無条件に導入すべきではなく、しかるべき国内での承認手続きを定めるべきだ。現在もIFRSの導入に

については金融庁告示で個別に会計基準を指定する形式を取っているものの、より明確にしていくべきだろう。カーブアウトの権限を法令に明記し、そのための審査機関を政府に設けるとともに手続きを定めるべきである。

すなわち、日本のスタンスとしては、以下の2点が重要である。

- ① IFRS を上場企業についても選択適用とし、なるべく早く表明する
- ② 選択適用にするにしても、IFRS の日本企業への適用に際しては、カーブアウトの余地を残すとともに、それをしっかりと審査する体制をつくる

また、選択適用にした場合であっても、「日本として望ましい IFRS のあり方」について明確なスタンスを持ち、そちらへ IFRS を導くための具体的な行動をとるべきであろう。次に、IFRS の具体的な内容面で日本が取るべき立場について検討したい。

■目標なくして戦略無し

既に述べたとおり、IFRS を上場企業強制一律適用という形で積極的に受け入れ、発言力を強め、IFRS 自体を変えていくべきとする主張は多い。しかし、そうした論者から、日本はどのような立場で、どのような方向性へ IFRS を変えていくべきかという具体的な中身は今のところ出ていない。少なくとも日本において、そうした点について国民的合意は全くなされていないといえるだろう。日本としての立ち位置無しに、「IFRS に日本の考えを反映させる」と言っても意味がない。ロンドンから次々降ってくる基準に「それは日本の慣習や実務と合わないから見逃してください」といった程度の主張をするという姿勢では最終的には必ず議論に敗北することになる。

既に述べたとおり、IFRS はこれまで述べてきた、IFRS の会計観＝フレームワークから演繹的に導かれている。日本が実体論で反論しても、最終的な解釈規範としてのフレームワークに遡れば、やはりそれは確固たる資産負債アプローチである。まともに IFRS に対峙していくには、フレームワーク自体を変える強固な論理が必要であるが、それが無い今、IFRS に日本の考えを反映させると言うことはそもそも無意味だろう。日本としての IFRS に対する考え方を取りまとめることは極めて重要なことであるが、「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」にもそういった視点はほとんど入っていない。日本が IFRS に対峙していく上で一番重要な視点が抜けていると言えよう。

また、IFRS を上場企業一律強制適用することで IFRS に対する発言力が強まるという意見もあるが、まったく逆である。そういう主張をする者には次のような質問に答える義務がある。

「日本が IFRS を上場企業に一律強制適用すれば IASB の日本人の理事ポストは何人増えるのか？」

国際的なルール作りの場においては、自らが譲歩する際にはその分の見返りを強く要求しなければならない。日本は今のところそうした戦略的な駆け引きをしているようには見えない。「自ら譲歩すれば相手もこちらの言うことを聞いてくれる」といった状況はあり得ず、逆に踏み込まれてさらに譲歩を迫られることになる。そのことはカナダが 2011 年の強制適用を決定した後、IASB の理事ポストを失ったという事実を指摘するだけで十分であろう。上場企業一律強制適用という決定を日本がしてしまえば、IASB としては、その後日本の意見を聞き入れるインセンティブはなくなる。むしろ、選択適用としておいたほうが、今後の交渉力は増すはずである。

■ IFRS の内容を変える方向性

次に、IFRS の内容を日本としてどういう方向へ持っていくかという点である。これは選択適用という道を選んだ場合であっても重要な論点であり、会計基準関係者だけでなく幅広い国内的な合意が必要であろう。

本提言第 2 章、第 3 章での検討からすれば、IFRS 自体を「業績」重視の会計へ転換していくことが最も望ましい。収益費用アプローチ、取得原価主義を基本としつつ、投資家をはじめとして、どの程度時価の要素を入れることが望ましいかを関係者のニーズを聞きながら検討し、日本としての「目指すべき着地点」の合意形成をしていくべきだろう。一方、「資産負債アプローチを捨てよ」といっても IASB としては絶対に受け入れられない。当面は、「会計の目的は将来予測ではなく過去の業績を示すものであり、それが投資家にとっても経営者にとっても有用である」という点を強調していくべきだろう。

演繹的アプローチという IFRS の特徴から考えると、フレームワークを変えることが重要である。フレームワークについて、業績の意義を強調する方向に変えていくことに取り組まなければならない。そのためには、本業の利益こそが投資家にとって有用な情報であるという点について、徹底した理論武装が必要になるだろう。既に述べた、資産負債アプローチ、公正価値会計の“不可能性”を世界の共通認識としていく努力も重要である。

第 3 章で検討した通り、業績を重視する考え方は、総資産に占める有形固定資産の割合が多い製造業などで、特に重要性が増すことになる。この観点からは、国内に製造業を抱える米国や、中国をはじめとしたアジア諸国と共闘する余地もある。例えば、「国際業績報告会計基準」といった、期間損益計算重視の新たな国際会計基準の作成を検討する会合を米中に働きかけ、日本主導で開催するなど、新たな動きを仕掛けていくことも考えられる。いずれにせよ、硬軟取り混ぜながら IASB にプレッシャーをかけつつ IFRS の内容を日本に有利なように導いていくべきである。場合によっては日本からの提案により G8 や G20 の議題にすることも検討されるべきだろう。本提言の内容（スケジュールの再設定や IFRS の選択適用、カーブアウトの体制整備など）は自国の決定のみで実現することが可能であるが、その影響は当然米国や中国などの主要国にも及ぶ。当然、関係各国の動きも考慮に

入れて戦略的に実行する必要がある。日本も主要プレーヤーの一部であることを自覚し、単に外部環境の変化に対応するだけでなく、主体的に関わっていかなければならない。

いずれにせよ、IFRS 対応には国を挙げて取り組まねばならない。現政権であれば、例えば国家戦略室に会計戦略の司令塔を設置することも検討して良いだろう。

■ IFRS を「導入したふりをする」ことは可能か？

平成 22 年 6 月 8 日（火）に企業会計審議会総会に三菱電機の佐藤行弘常任顧問が提出した資料「IFRS に関する欧州調査報告」には、ドイツ、フランス、イギリスを訪問し調査した結果を述べてあり、以下がその抜粋である。

(2) 各訪問先での意見

- ・ 包括利益：殆どの訪問先においてネガティブな意見であった。業績指標としての有用性は高くなく、特に関心を持っていないという意見が支配的であり、社長に包括利益を理解させることは難しいとする企業もあった。

…中略…

6. 感想

- ・ ドイツ、フランスの各企業は、IAS 時代からの歴史もあり、IFRS の適用にあたり弾力的でかつしたたかな運用を行っていた。ドイツ、フランスともに、伝統的な商法典（会社法）と税法がしっかりと確立されており、税は国家主権に係わる問題との意識が根底にあるが、これが結果的に自国企業の体質を強化する機能として作用しているのではないかと推測する。
- ・ 一方、企業、とりわけ現場と多くの従業員を抱える製造業は、IFRS の資産・負債アプローチや見積・予測の影響を原則主義のもとで極力低減するような弾力的な対応を行っており、またこれが自国基準と融合しドイツとフランスにおいて多くの競争力のある製造業が育っているとの印象を持った。

結局、EU においても IFRS の問題点は理解され（利点は理解されず）、実務においては IFRS 的な要素をなるべく入れない形で運用しているということであろう。IFRS の本家本元である EU ですらこの実体であるから、「世界 110 カ国」での導入実態も推して知るべしである。

そこで、戦略としては IFRS を対外的には導入するポーズを見せ、実務の運用では従来通りの会計処理を行うという考え方もある。例えば、有形固定資産の耐用年数については、税法が定めるものもプリンシプル・ベースの範囲に入るので従来通りで良いとしてしまう。こうして IFRS を実務面で「骨抜き」にすることはできよう。

しかし、このような面従腹背戦略を本当に日本が取れるかと言えばなかなか難しい。日本はルールに対する考え方が厳格である。SOX 法も本家のアメリカよりずっとコストをか

け、適用範囲（全上場企業）も広く、運用もずっとまじめにやってしまう。こうした制度に対するナイーブさを我々が抱えている限り面従腹背戦略は難しいだろう。また、IFRSを梃子に商機を拡大しようとする企業も多くあり、それらの企業はIFRSの趣旨通りの実務を推奨する可能性が高い。

また別な観点としては、IFRSを選択適用した時点で「日本はIFRSをアドプションした」と対外的に宣言してしまうことも考えられる。そもそもアドプションとコンバージェンス明確な定義付けなどできない。IAS第1号「財務諸表の表示」の第16パラグラフには以下のような記述がある（下線は本提言が追加）。

(IAS第1号「財務諸表の表示」の第16パラグラフ)

財務諸表がIFRSに準拠する企業は、注記においてIFRSに準拠している旨を明示的にかつ留保条件なしに記載しなければならない。財務諸表がIFRSのすべてのために準拠していない限り、企業は当該財務諸表がIFRSに準拠していると記載してはならない。

これを素直に読めば、IFRSの一部をカーブアウトしているEU諸国の財務諸表は、IFRSに準拠していないことになる。にもかかわらずEUはアドプションしたと言われており、それ自体がそもそも相対的な概念であることがわかる。極端に言えば、日本基準も既にIFRSとの同等性評価を受けているのだから、現在でも既にIFRSをアドプションしていると主張し得る。だからこそ、見かけ上「世界で110カ国以上採用」が可能になっているため、それを逆手にとれば何とでも言えるのである。

■おわりに

以上、当面の会計戦略のあり方を述べてきた。現時点では日本の戦略にも様々なオプションが考えられ、どういう方向性が良いかを徹底的に議論することが望まれる。絶対に必要なのは、日本としてのIFRSをどういう方向に持っていきたいか、という立ち位置の確立である。その上で、米国等他国の状況を見据えつつも、IFRSの内容を日本の望む方向へ近づけるにはどうしたらよいかという戦略が求められる。

少なくとも、いったん上場企業一律強制適用にしてしまうと、国としての選択肢が一挙に狭まり、身動きが取れなくなることだけは間違いない。IFRSを過度に理想視したり、「グローバルスタンダードに乗り遅れるな」といったナイーブな議論に走ったりすることを止め、会計関係者に留まらない、幅広い主体による戦略重視の議論を行うことが望まれる。

参考文献

- IASB 財団編、企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳「国際財務報告基準(IFRS) 2010」
- 秋山雅子「IFRS 導入コストはどうか？—EU、米、豪、印の調査分析」 「旬刊 経理情報」 2009年11月10日号 (NO.1231)
- 猪熊浩子「コンバージェンスが税制に対してもたらす影響—主にフランスにおける適用を例として—」 「国際会計研究学会年報 2008年度」
- 磯山友幸「国際会計基準戦争【完結編】」 日経 BP 社
- 企業会計審議会企画調整部会「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」 平成 21年6月16日
- 企業財務委員会「会計基準の国際的調和を踏まえた我が国経済および企業の持続的な成長に向けた会計・開示制度のあり方について」 平成 22年4月
- 金融庁「国際会計基準 (IFRS) に関する誤解」 2010年4月
- 高田橋範充「IFRS と包括利益の考え方」 日本実業出版社
- 徳賀芳弘「会計利益モデルと純資産簿価モデル」 「企業会計」 2011年1月号
- 公認会計士協会「平成 23年度税制改正意見・要望書」 平成 22年6月
- 河野明史「「公正価値」は本当に「公正」か？—How Fair is Fair Value? <前編>」 「IFRS 実務講座 (情報センサー)」 2005年08月号、<後篇> 「IFRS 実務講座 (情報センサー)」 2005年10月号
- 齋藤静樹「会計基準の研究 増補版」 中央経済社
- 佐藤行弘「IFRS に関する欧州調査報告」 平成 22年6月8日企業会計審議会総会資料
- 品川芳宣「IFRS 導入と法人税法との関係」 「旬刊商事法務」 No.1891
- 武田雄治「あっ、そういうことか IFRS ガイド」 中央経済社
- 辻山栄子「IFRS 導入の制度的・理論的課題」 「企業会計」 2009年3月号
- 辻山栄子「IFRS をめぐる 6つの誤解」 「企業会計」 2010年12月号
- 中島康晴「知らないではすまされない マネジメントのための IFRS」 日本経済新聞出版社
- 日本銀行金融研究所「ワークショップ「国際財務報告基準 (IFRS) と企業行動：IFRS アドプションのインパクト」の模様」 Discussion Paper No. 2010-J-25
- 野村亜紀子、服部孝洋「欧米機関投資家・アナリストは IFRS 包括利益をどう扱っているのか」 「資本市場クォーターリー2010Winter」
- 服部孝洋、野村亜紀子「EUにおける「IFRS 強制適用」はどの程度強制的だったのか」 「資本市場クォーターリー2010Winter」
- 藤井保紀「IFRS の衝撃 国際会計基準が企業を変える」 日経 BP 社
- 松尾直彦「金融商品取引法における国際会計基準のエンフォースメント」 「東京大学法科大学院ローレビューVol.4」 2009年9月

弥永真生「IFRS と会社法」 「企業会計」 2009 年 5 月号

弥永真生「「コンバージェンス」とアドプション」 「企業会計」 2011 年 1 月号

若林公美「包括利益の実証研究」 中央経済社

「IASB 会議報告（第 127 回から第 129 回まで）」 （第 212 回企業会計基準委員会資料）

「日本初 IFRS 適用日本電波工業一番乗りに「通常の 3 倍の負荷」」（「週刊ダイヤモンド」
2010 年 6 月 5 日号）

日本の IFRS (国際財務報告基準) 対応に関する提言

2010 年 12 月発行

発行者 公益財団法人 東京財団

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 3F

Tel 03-6229-5504 (広報渉外) Fax 03-6229-5508

E-mail info@tkfd.or.jp URL <http://www.tokyofoundation.org>

無断転載、複製および転載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを必ず明記してください。
東京財団は、日本財団および競艇業界の総意のもと、競艇事業の収益金から出捐を得て設立された公益財団法人です。

公益財団法人 東京財団

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 3 階

tel. 03-6229-5504 fax. 03-6229-5508

E-mail info@tkfd.or.jp URL <http://www.tokyofoundation.org>